

- ◇ 2025 年 9 月 1 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2025 年 2 月 21 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2024 年 11 月 18 日お知らせの変更点は[こちら](#)
(2024 年 11 月 26 日一部見直し)
- ◇ 2024 年 10 月 10 日お知らせの変更点は[こちら](#)
- ◇ 2024 年 2 月 13 日お知らせの変更点は[こちら](#)

2025 年 9 月 1 日

2025 年 11 月 1 日以降のご契約内容の見直し (約款の変更について)

当社は、2025 年 11 月 1 日より基本約款および個別約款（シンプル e でんき）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

2026 年 1 月の会員 Web サイトのリニューアル等にもない、支払義務発生日、支払期日および料金その他の支払方法等を変更いたします。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
基本約款および個別約款の変更	基本約款および個別約款の変更について、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の変動による場合を削除しました。
定 義	動力の定義を追加しました。
需給契約の単位	電灯契約と動力契約をあわせて契約する場合等について規定しました。
契約電流、契約電力および契約容量	契約電力を契約主開閉器により定める場合および電灯契約と動力契約をあわせて契約する場合について規定しました。
料金の支払義務	お客さまの料金の支払義務が発生する日について、当社が当該一般送配電事業者等から検針の結果等を受領した月の翌月の 10 日から、翌月の 15 日に変更しました。
料金の支払期日	料金の支払期日について、支払義務発生日の翌月の 10 日から、翌月の 15 日に変更しました。

項目	変更内容
料金その他の支払方法	お客さまへショートメッセージまたは電子メールを送信する方法による支払方法を新たに規定しました。 また、本支払方法により料金を支払われる場合、原則として、請求に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受ける旨を規定しました。 なお、弁護士法にもとづく弁護士法人が指定した金融機関等を通じて、指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがある旨を規定しました。
延 滞 利 息	延滞利息の算定対象料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能発電促進賦課金を差し引く旨を規定しました。
供給の停止	動力契約の場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき、当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがある旨を規定しました。
違 約 金	「供給の停止」の変更にともない、違約金の対象を新たに規定しました。
需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算	動力契約の場合について規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2025 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この基本約款の実施にもなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、料金は 2025 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。
災害救助法が適用された場合等の特別措置	支払期日の変更にともない、支払期日延長の対象となる料金を変更しました。
別 表	
契約電力および契約容量の算定方法	契約電力の算定方法について規定しました。

【個別約款（シンプル e でんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料金その他の支払方法	シンプル e でんきの支払方法は基本約款によらず、原則として、クレジットカード払いとする旨を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2025 年 11 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上

2025 年 2 月 21 日

2025 年 4 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2025 年 4 月 1 日より基本約款および個別約款（シンプル e でんき）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

これまで当社は、災害救助法が適用される都度、災害時の特別措置を講じてまいりましたが、災害時の特別措置の内容について、あらかじめ基本約款および個別約款に反映いたします。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
附 則	
実 施 期 日	2025 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
災害救助法が適用された 場合等の特別措置	災害時の特別措置の内容を規定しました。

【個別約款（シンプル e でんき）の主な変更点】

項目	変更内容
附 則	
実 施 期 日	2025 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施に ともなう切替措置	今回の見直しは料金の変更をとみなわないため、当該規定を削除しました。
災害救助法が適用された 場合等の特別措置	基本料金の設定がないことから、不使用日の電気料金の免除を適用する際の割引対象となる料金を個別に規定しました。

以 上

2024 年 11 月 18 日
(2024 年 11 月 26 日一部見直し)

2025 年 1 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(基本約款および個別約款以外の供給条件の制定について)

当社は、2025 年 2 月から 3 月の電気料金を対象として割引を実施することから、基本約款および個別約款以外の供給条件について、以下のとおり制定いたします。

1. 主な変更の内容

2025 年 2 月から 3 月の電気料金を対象とした割引の実施にともない、料金の算定方法を見直しいたします。

2. 変更点について

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	当社が定める基本約款および個別約款にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用する旨を規定しました。
適 用 期 間	適用期間は、2025 年 1 月の検針日から 2025 年 3 月の検針日の前日までとする旨を規定しました。
料 金	(1) スマートでんきおよびシンプル e でんき 適用期間における燃料費調整単価から割引単価を差し引く旨を規定しました。 (2) シンプルでんき with Netflix 適用期間における割引後の料金単価を規定しました。 (3) 水のチカラ～あきた e でんき～、水のチカラ～いわて e でんき～および水のチカラ～やまがた e でんき～ 適用期間における割引後の電力量料金単価を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2025 年 1 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上

2024 年 10 月 10 日

2024 年 12 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)

当社は、2024 年 12 月 1 日より個別約款（シンプルでんき with Netflix）について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

2024 年 10 月からの Netflix サービスのメンバーシップ料金の変更にともない、定額料金およびオプション料金の料金単価を見直しいたします。

2. 変更点について

【個別約款（シンプルでんき with Netflix）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
料 金	見直し後の料金単価を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 12 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、料金は 2024 年 12 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

以 上

**2024 年 4 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(約款の変更について)**

当社は、2024 年 4 月からの発電側課金制度の導入等により託送料金に変更されること等を踏まえ、2024 年 4 月より電気料金の見直しを実施させていただくことから、基本約款および個別約款について、以下のとおり変更いたします。

1. 主な変更の内容

(1) 電気料金の見直し

2024 年 4 月からの発電側課金制度の導入等により託送料金に変更されること等を踏まえ、料金単価の引き下げを行います。

なお、シンプル e でんきについては、料金算定方法の変更（燃料費等調整制度にもとづく燃料費等調整の導入および再生可能エネルギー発電促進賦課金変動分の反映）も併せて実施いたします。

(2) 適用期間の見直し

シンプル e でんきの適用期間について、東北電力ソーラー e チャージ株式会社の「あおぞらチャージサービス」の適用期間に合わせて見直しいたします。

(3) 定額制プランの新規お申込み受付停止

シンプル e でんきの「定額 350（電化）」および「定額 150（ガス併用）」について、新規のお申込み受付を停止いたします。

2. 変更点について

【基本約款の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
基本約款および個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
需給契約の成立および契約期間	契約更新時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。

【個別約款（スマートでんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（シンプルでんき with Netflix）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にもなう切替措置として、原則として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（シンプルeでんき）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適 用 条 件	シンプルeでんきの「定額 350（電化）」および「定額 150（ガス併用）」について、2024 年 4 月 1 日時点で適用を受けている場合に基本約款とあわせて適用する旨を規定しました。
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
契 約 期 間	契約更新時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
適 用 期 間	適用期間は、料金適用開始の日から、あおぞらチャージサービスの適用が終了するまでの期間とする旨を規定しました。
料 金	料金は、定額料金・従量料金に加え、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする旨を規定しました。 また、料金単価の変更も反映しました。
日 割 計 算	料金の算定方法の見直しにともない、日割計算の算定方法についても見直す旨を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にとともなう切替措置として、原則として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。
別 表	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法について規定しました。
燃料費調整	燃料費調整額の算定方法について規定しました。
離島ユニバーサルサービス調整	離島ユニバーサルサービス調整の算定方法について規定しました。

【個別約款（水のチカラ～あきた e でんき～）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
契 約 期 間	契約更新時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料 金	見直し後の料金を規定しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
この個別約款の実施にともなう切替措置	約款変更にともなう切替措置として、原則として、料金は 2024 年 4 月の検針日以降に使用される電気に適用する旨を規定しました。

【個別約款（A ターン応援割）の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
個別約款の変更	契約変更時に当社から交付する書面について、電子メールの送信等の電磁的方法により代替する旨、電気事業法の記載に即した形での記載に見直し、より分かりやすくなるよう規定の明確化を行いました。
料 金	省エネオプションの適用期間の終了にともない、あわせて契約する場合の規定を見直しました。
附 則	
実 施 期 日	2024 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。

以 上